

本書は、令和4年10月時点において、鳥取県公式ホームページ（とりネット）に掲載しているものであり、今後、必要に応じて掲載内容を更新する場合がありますので、御注意ください。  
 また、変更届の様式は、とりネットからダウンロードしてください。  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>

## 測量等業務入札参加資格における変更届について（R5・6認定）

測量等業務の入札参加資格を取得されている方で、以下に掲げる事項に該当する場合は、変更届及び該当する添付書類を持参又は郵送にて速やかに提出してください。

変更事項	添付書類	備考
○入札参加資格者 ・商号又は名称 ・所在地 ・代表者職氏名	登記事項証明書（写し可） 委任状（任意様式）	委任状は受任者が ある場合のみ
・電話番号、ファクシミリ番号	添付書類は不要	
○契約等の権限に関する受任者 ・営業所等の名称 ・営業所等の所在地 ・受任者職氏名	委任状（任意様式）	
・電話番号、ファクシミリ番号	添付書類は不要	
○受任者を新たに設ける場合	委任状（任意様式） 様式第3号（登録営業所一覧表）	
○以下登録の更新・抹消 ・測量業者の登録 ・建築士事務所の登録	各登録通知書の写し又は各登録証明書等の写し	
○希望業務の追加・削除 （建築関係建設コンサルタント業務のみ）	様式第2号（希望業務）	
○入札参加資格の取下げ ○希望業種の一部取下げ ○受任者の抹消	添付書類は不要	

### 【注意事項】

- ※1 希望業種（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務）の追加は、変更届によらず、別途入札参加資格審査申請が必要です。なお、申請時期はあらかじめ定められていますので、御確認ください。
- 2 会社の合併又は分割、事業の譲渡、組織変更（個人から法人への変更）等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となりますので、県土総務課までお問い合わせください。
- 3 委任状の期間は、入札参加資格の有効期間の末日（令和7年3月31日）としてください。
- 4 受付票の交付は行いません。必要に応じて受付票を持参するか、返信用の封筒又はハガキを同封してください。受付印を押印してお返しします。